神戸市北区公告

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項の規定による、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します。

令和5年4月11日

神戸市北区長　金　本　　忠　義

１　対象期間　　令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

２　閲覧状況

国又は地方公共団体の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
兵庫県企画部 総合企画局計画課	県民意識調査	R4.5.26	北区内全域 18～20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳代、80歳以上の7つの年齢階層の男女
神戸市健康局健康企画課	国民健康・栄養調査	R4.7.8	大原3丁目17番